

五等軍要なる勞農取締法案の制定改正は勞農運動の嚴重取締を目的として立案されたもので、尤も反動な資本家地主の法案である。三、六、七、は其の内容が示す如く社會政策的見地から立案された偽爾法である。

斯る抑壓偽爾法案が議會を一度通過せしめられるとしたなら勞働者農民の生活は徹底的に破壊せられる。これ等法案立法動機こそは正に資本の来る可き没落的敝境に伴ふ勞農大衆の生活防衛闘争の反抗の波を掃蕩せんとして供せられた階級支配強化のための準備工作である。大衆の生活を犠牲にする事に依てのみ完成される階級的政勢に對して吾々は斷乎反對せねばならぬ。對議會闘争として勞働者農民のこの眞實の欲求を請願運動の闘争形態に於て遂行する事は對議會闘争として尤も有効な形態の一つである。それは次の理由による。

- 一、生活防衛の爲の闘争である事
- 二、啓蒙的活動の爲の闘争である事（署名闘争と結びついて尤も具体的な「經濟と政治」との關係に就き正しき理解を與へる啓蒙的活動であるから）
 - 三、眞實なる勞働者農民の結合を計るものである事
 - 勞働者を如何にして請願運動に動員するか
 - 組織活動一般指稱
- 一、本法案改正反對並に勞働者保護法制定の爲に中心項目は次の如きものが決定されねばならぬ
- 1、勞働争議調停法改正反對並に其の改廢
- 2、健康保險法改正並に政府改正案反對
- 3、小作法政府案反對、耕作權保證並に小作料減額の保證
- 4、小作争議調停法改正反對に其の改廢